

高崎都市計画地区計画の変更

都市計画 足門工業団地地区 地区計画を次のように決定する。

| | | | | | | | | | | | |
|--------------------|---|---|-----------------|-------------------|-----------------|------------------|----------|------------------|----------|--------------------------|-----------|
| 名 称 | | 足門工業団地地区 地区計画 | | | | | | | | | |
| 位 置 | | 高崎市 足門町の一部 | | | | | | | | | |
| 面 積 | | 約 9.6 ha | | | | | | | | | |
| 地区計画の目標 | | <p>足門工業団地は 1988 年(昭和 63 年)県企業局により宅地造成され、分譲開始した工業団地であり、現在 12 社が立地しています。立地当初から良好な工業団地形成が図られてきましたが、時代とともにそれぞれの用地が狭くなり、新たな用地確保が求められてきました。</p> <p>そこで、工業団地拡張のため市街化調整区域である隣接地を開発するにあたり、本計画を定めることで開発許可基準に位置づけ、周辺環境と調和した良好な工業団地開発を進めるものです。</p> | | | | | | | | | |
| 区域の整備、開発及び保全に関する方針 | 土地利用の方針 | 土地利用については、工業の利用増進を図る地区とすることから、建物の用途は工業専用地域に建築可能なものとし、周辺に及ぼす影響を考慮するとともに、良好な生産活動が保持できるよう土地利用の混在はしないものとします。 | | | | | | | | | |
| | 地区施設の整備の方針 | 区画道路、緑地及び調整池を配置し、良好な周辺環境の維持保全を図ります。 | | | | | | | | | |
| | 建築物等の整備の方針 | 既存の工業団地と共に、周辺環境に配慮した良好な操業環境の維持保全を図るため、建築物の用途、容積率、建ぺい率、敷地面積及び色彩等の制限を行います。 | | | | | | | | | |
| | 地区施設の配置及び規模 | <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">地区施設(幹線道路 1 号線)</td><td>: 幅員 10m 延長約 110m</td></tr> <tr> <td>地区施設(幹線道路 2 号線)</td><td>: 幅員 9m 延長約 400m</td></tr> <tr> <td>地区施設(緑地)</td><td>: 幅員 5m 延長約 140m</td></tr> <tr> <td>地区施設(公園)</td><td>: 面積約 500 m²</td></tr> <tr> <td>地区施設(調整池)</td><td>: 面積約 2,500 m²</td></tr> </table> | 地区施設(幹線道路 1 号線) | : 幅員 10m 延長約 110m | 地区施設(幹線道路 2 号線) | : 幅員 9m 延長約 400m | 地区施設(緑地) | : 幅員 5m 延長約 140m | 地区施設(公園) | : 面積約 500 m ² | 地区施設(調整池) |
| 地区施設(幹線道路 1 号線) | : 幅員 10m 延長約 110m | | | | | | | | | | |
| 地区施設(幹線道路 2 号線) | : 幅員 9m 延長約 400m | | | | | | | | | | |
| 地区施設(緑地) | : 幅員 5m 延長約 140m | | | | | | | | | | |
| 地区施設(公園) | : 面積約 500 m ² | | | | | | | | | | |
| 地区施設(調整池) | : 面積約 2,500 m ² | | | | | | | | | | |
| 地区整備計画 | 建築物等の用途の制限 | <p>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>(1) 建築基準法別表第 2(を)項(工業専用地域内に建築してはならない建築物)に掲げる建築物</p> <p>(2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条の一般廃棄物処理施設及び同法第 15 条の産業廃棄物処理施設</p> | | | | | | | | | |
| | 建築物の容積率の最高限度 | 20／10 | | | | | | | | | |
| | 建築物の建ぺい率の最高限度 | 6／10 | | | | | | | | | |
| | 建築物の敷地面積の最低限度 | 500 m ² | | | | | | | | | |
| | 壁面の位置の制限 | 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は地区整備計画図の通りとする。 | | | | | | | | | |
| 土地利用に関する事項 | 建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限 | <p>(1) 建築物等の屋根や外壁等、広告塔、広告物又は案内板の色彩や形態等の意匠は、周囲の景観と調和したものとする。</p> <p>(2) 当該地区内にある施設のための広告塔、広告板又は案内板以外は、設置してはならない。ただし、公共的なものについてはこの限りではない。</p> | | | | | | | | | |
| | 敷地内に緑地等を配する場合は、区域外に面する部分に配置するなど周辺環境に配慮すること。 | | | | | | | | | | |

[地区計画]

理 由 書

足門工業団地は市マスタープランに位置づけられている産業の集積と振興を図る地区です。既存の工業団地内で操業している事業者から隣接地拡張要望があり、進出企業や面積が限定的で、これ以上の市街化促進が進むおそれがないことから市街化調整区域の地区計画を定めるものである。

高崎都市計画 地区計画の変更

総 括 図

1:20,000(A1)
1:40,000(A3)



| 地区名 | 面 積 |
|----------|---------|
| 足門工業団地地区 | 約 9.6ha |

- 第一種低層住居専用地域
- 第一種中高層住居専用地域
- 第二種中高層住居専用地域
- 第一種住居地域
- 第二種住居地域
- 準住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域(容積率400%)
- 商業地域(容積率500%)
- 準工業地域
- 工業地域
- 工業専用地域
- 防火・準防火地域
- 特別開発地区(特別商業地)
- 特別開発地区(特別住居専用地域)
- 地区計画区域
- 土地区画整理事業区域

- 都市計画区域
- 市街化区域
- 都市計画河川
- 公園・緑地・墓地
- 漁港地区

高崎都市計画地区計画の変更

計画図

1:1,250(A1)
1:2,500(A3)

